平成30年度

消費者行政の概要

成田市経済部商工課

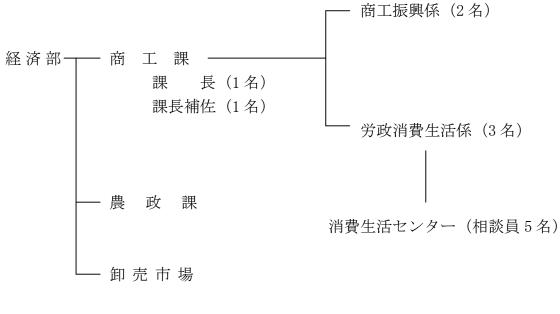
目 次

1.	組織及び事務分掌	•••••	1
1	,	•••••	1
2)事務分掌	•••••	1
2.	決算		2
3.	消費生活センター		3 ~ 10
1	, ,, == ,		3
2		•••••	3~8
3) 啓発事業		9~10
4.	消費生活モニター		11~13
1) モニター制度	•••••	11
2		二夕一活動状況 ••••••	11~13
3) 平成30年度消費生活モ	ニター名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5.	消費生活啓発事業		14~20
1)消費生活展	•••••	14~17
2)出前講座	•••••	18
3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		18
4) 消費者講座(一般向け)	•••••	18~20
6.	計量適正化推進事業		21~22
	特定計量器定期検査(平	Z成30年度実績) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21~22
7.	製品安全4法等による	立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
参え	音資料		
-	・情報紙「消費生活」No.12	5∼No.128	

- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」平成30年4月1日号~平成31年3月1日号
- ・成田市消費生活モニター設置規則
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1. 組織及び事務分掌

1)機構図



(平成31年3月31日現在)

2) 事務分掌(消費生活関係)

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費生活モニターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全4法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出 (単位:千円)

// _/ //		(十 <u> </u> 五・ 1 1 1/
節	消費者行政推進費	説明
報酬	7, 184	消費生活相談員 消費生活モニター
報償費	190	講師謝礼
旅費	128	一般旅費
需用費	1,048	消耗品費 印刷製本費
役 務 費	22	通信運搬費 手数料,保険料
委 託 料	1, 171	バス運行委託料 消費生活展会場設営委託料
使用料及び 賃借料	15	有料道路通行料
負担金補助 及び交付金	18	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	9, 776	

3. 消費生活センター

² 消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

1)概要

イ. 所 在 成田市花崎町 760 番地 成田市役所 2 階

ウ. 設置年月日 昭和61年7月1日

工. 相談受付時間 月曜日~金曜日 午前9時30分~午後4時30分

(ただし、祝祭日・年末年始を除く)

才. 配 置 人 数 5名

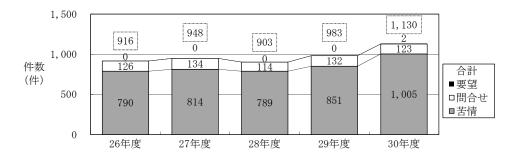
力. 相談体制原則每日3名体制

キ. 相談員の資格 消費生活相談員

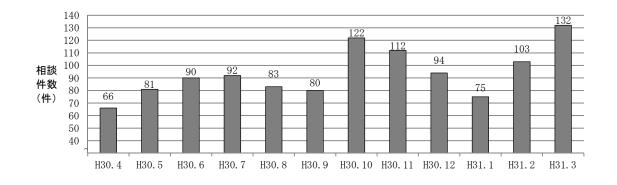
ク. 電話番号等 TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

2)消費生活相談事業

ア. 年度別相談受付件数推移



イ. 平成30年度月別相談件数

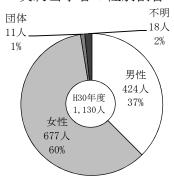


ウ. 平成30年度相談者・契約者の属性

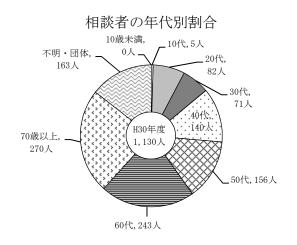
【性別割合】

相談者の性別割合
団体
19人
2%
男性
444人
39%
1,130人
59%

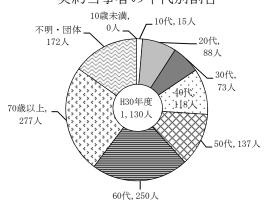
契約当事者の性別割合



【年代別割合】



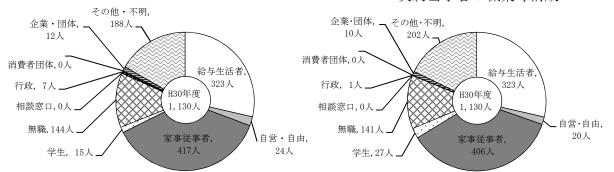
契約当事者の年代別割合



【職業等構成】

相談者の職業等構成

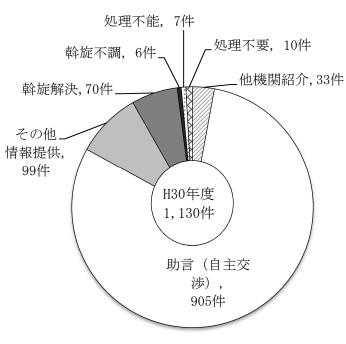
契約当事者の職業等構成



工. 平成30年度年代別・性別・相談区分別相談人数(人)

<i>t</i> 15	Let mat	苦	情	問い台	うわせ	要	望	量	+
年代	性別	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10 歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0
10 歳 未満	女	0	0	0	0	0	0	0	0
八八八四	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	男	2	9	0	0	0	0	2	9
10代	女	3	6	0	0	0	0	3	6
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	男	35	42	1	1	0	0	36	43
20代	女	45	43	1	0	0	0	46	43
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
	男	31	35	2	3	0	0	33	38
30代	女	34	30	3	4	1	0	38	34
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
	男	52	51	2	1	0	0	54	52
40代	女	61	49	25	16	0	0	86	65
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
	男	47	35	1	2	1	1	49	38
50代	女	100	93	7	6	0	0	107	99
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	男	75	63	8	8	0	0	83	71
60代	女	151	171	9	7	0	0	160	178
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
70 歳	男	85	74	17	19	0	0	102	93
以上	女	159	173	9	10	0	0	168	183
以上	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
	男	69	55	16	25	0	0	85	80
不明	女	49	59	10	10	0	0	59	69
	不明	0	7	0	4	0	1	0	12
団	体	7	4	12	7	0	0	19	11
合	計	1005	1005	123	123	2	2	1130	1130

才. 処理結果別相談件数



※他機関紹介:消費生活センターでは一切の処理 をせず、他機関を紹介したもの。

助言(自主交渉):自主解決の方法をアドバイス したもの。

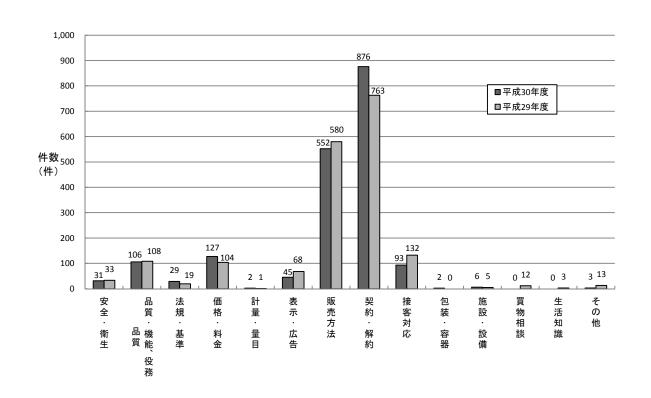
その他情報提供:斡旋以外の処理で、助言に該 当しないもの。

斡旋解決:斡旋の結果、解決がみられたもの。 斡旋不調:斡旋の結果、解決がみられなかった もの。

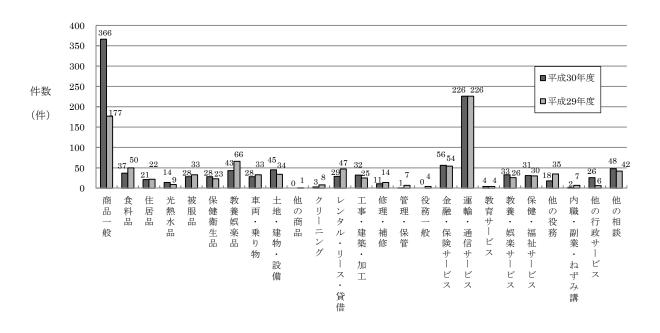
処理不能:物理的理由で処理できなかったもの (例:相談者と連絡が取れなくなっ た、相手事業者が倒産し連絡が取れ なくなった 等)。

処理不要:相談者が消費生活センターに情報を 提供しただけの場合や、相談を取り 下げた場合など。

力. 相談内容別件数推移

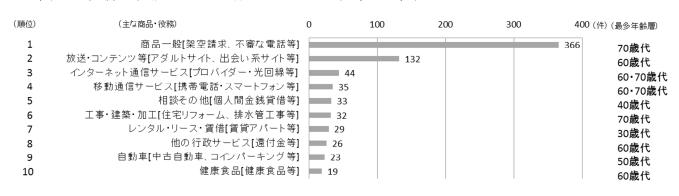


キ. 商品・役務分類別件数推移



* 商品・役務分類別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

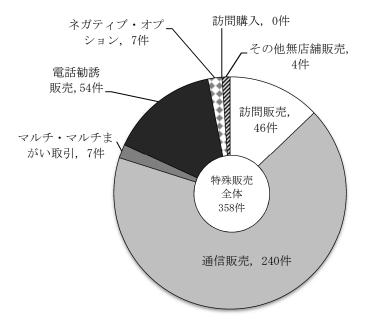
ク. 商品・役務別相談の主な内容キーワード(上位10位)



ケ. 特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態 (特殊販売) 別の相談件数は 358 件で、全相談件数の 31.7% を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数



※訪問販売:営業所等以外の場所で申込や契約する

もの

通信販売:電話やインターネットなどの通信手段

によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引:連鎖販売取引とマル

チまがい取引

電話勧誘販売:電話における勧誘により郵便等で

契約をするもの

ネガティブ・オプション:申し込んでいない商品

を業者が送付するもの

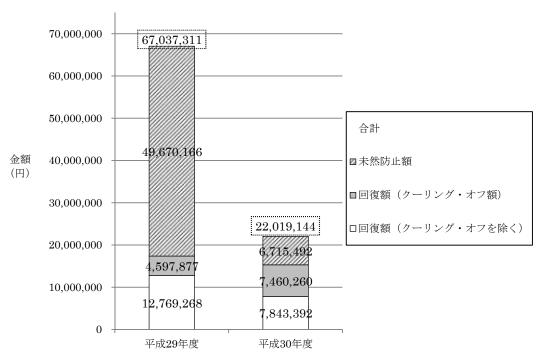
訪問購入:消費者の自宅などで売買契約をし、業

者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売:露店や屋台など、店舗以外で

契約するもの

口. 内容別救済金額推移



消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事 業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行 情報紙「消費生活」年4回

4,300部/回

イ. 啓発資料の発行・配布 くらしの豆知識

1,000部

「もうけ話には気をつけよう!」

600 部

(一般向け啓発用小冊子)

「身近な消費者トラブルまずはご相談下さい!」 500部 (一般向け啓発用小冊子)

「一人で悩まず、消費生活センターに

相談してください!」

500 部

(一般向け啓発用小冊子)

「はじめませんか?エシカル消費」

200 部

(一般向け啓発用小冊子)

「通信販売安心利用のポイント」

300 部

(一般向け啓発用小冊子)

「新手の悪質商法・詐欺が高齢者を

ねらっています!」

400 部

(高齢者向け啓発用小冊子)

「SNS をきっかけにした消費者被害が

急増しています!」

400 部

(若者向け啓発用小冊子)

「オリジナルポケットティッシュ

(悪質商法にご用心!)」

1,100部

(一般向け啓発用物資)

その他各種啓発資料

ウ. 図書・DVD の貸出 暮らしに役立つさまざまな本や DVD の貸出をしています。

エ. パネルの展示 消費生活センターにおいて、啓発パネル(悪質商法全般等)の 展示をしています。

オ. 若者向け啓発用物資の配布 市内大学との連携事業の一環として、若者向けの消費啓 発物資の配布をしています。

キ. 広報紙への掲載 「広報なりた」各月1日号において『消費生活Q&A』という コーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。

掲載年月日	タイトル(内容)
Н30. 4. 1	クレジットカードを作る際の注意
5. 1	新聞の定期購読契約は途中でやめられないの?
6. 1	一部の美容医療サービスでクーリングオフが可能に
7. 1	海外マルチ事業者とのトラブルに注意
8. 1	インターネット接続事業者 (プロバイダー) の変更は契約内容 や費用負担の確認を
9. 1	架空請求はがきやメールによる被害が後を絶ちません
10. 1	タレント・モデル契約のトラブルに注意
11. 1	「保険金で家が直せる」と勧誘する住宅の修理サービスに注意
12. 1	コインパーキングの料金トラブルにご注意を
Н31.1.1	フリーマーケットサービスでのトラブルにご注意を
2.1	パソコンに突然表示される偽警告画面にご注意を
3. 1	電力自由化をめぐるトラブルにご注意

4. 消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために設けています。

1) モニター制度

ア.職務 市などが行うアンケート調査に協力すること。 消費生活に関する意見、要望等を報告すること。 情報を提供すること。 各種研修会等に出席すること。

付 性 切 形 云 寺 に 山 市 り る こ こ 。

イ. 定 数 一般公募による者 12 人以内 市長の推薦による者 8 人以内

ウ. 委嘱期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

工.報酬 一人あたり 月額4,000円

2) 平成30年度消費生活モニター活動状況

年月日	内 容	備考
H30. 4. 13(金)	委嘱状交付式 第1回モニター会議 ・「消費生活モニター制度の概要説明等」 ・「消費生活センターと消費生活相談の概要」 講師:成田市消費生活センター消費生活相談員 ・意見交換(モニターとしてやってみたいこと)	中会議室
5.24(木)	第2回モニター会議 ・「契約とクーリング・オフについて」 講師:成田市消費生活センター消費生活相談員 ・意見交換(モニターとしての取組みについて)	中会議室
5. 29 (火)	消費者フォーラム in 千葉	千葉市文化センター
6.13(水)	第3回モニター会議 ・意見交換(最近の詐欺について) 第1回消費者講座 ・「知って役立つ! 薬とサプリメントの正しい知識」 講師:一般社団法人全国直販流通協会	中会議室大会議室

7. 19(木)	第4回モニター会議 ・「ごみの分別方法と処理について」 講師:成田市環境部クリーン推進課 ・市内視察(米屋、いずみ清掃工場、リサイクル プラザ)	中会議室
8. 28(火)	第5回モニター会議 ・「最近のインターネット詐欺について」 講師:千葉県消費者センター ・意見交換(リサイクルについて)	中会議室
9.27(木)	第6回モニター会議(視察研修)・グリコピア CHIBA・イオンノア店・フェンケル美健千葉工場	
10.17(水)	第7回モニター会議 ・「エシカル消費について」 講師:公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 ・消費生活展準備	中会議室
11.27 (火)	第8回モニター会議 ・「悪質商法あれこれ」 講師:成田市消費生活センター消費生活相談員 ・消費生活展準備	中会議室
12. 18(火)	第9回モニター会議 ・消費生活展準備 第2回消費者講座 ・「年末大掃除~今年の汚れは今年のうちに~」 講師:一般社団法人日本清掃収納協会	中会議室大会議室
H31.1.8(火)	第 10 回モニター会議 ・消費生活展準備	中会議室
1.19(土) ~20(日)	第 46 回成田市消費生活展 「みんなで考えよう!豊かなくらしの築き方」	ユアエルム成田店
2.13(火)	第 11 回モニター会議 ・「食用油について」 講師:一般社団法人日本植物油協会 ・「仮想通貨について」 講師:一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会	中会議室

3.22(金)	第 12 回モニター会議	
	・意見交換(1 年間を振り返って) 解嘱式	中会議室

3) 平成30年度消費生活モニター名簿

地区名	氏 名	備考
	浅野 隆雄	
公津地区	杉本 竹正	
公年地区	髙橋 文子	
	雲雀 義雄	なりた環境ネットワーク代表
豊住地区	大野 芳美	
遠山地区	湯浅 忠恒	
	稲村 京子	
	鈴木 清美	
	玉井 止水子	放置自動車廃物判定委員会委員
ニュータウン地区	春田 容子	
	藤野 眞里子	書記
	布施 宏治	座長
	布施 正美	副座長

5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

1)消費生活展

第46回成田市消費生活展

- ・テーマ 「みんなで考えよう!豊かなくらしの築き方」
- 日 時 平成 31 年 1 月 19 日 (土) ~1 月 20 日 (日) 午前 10 時~午後 4 時
- ・会 場 ユアエルム成田店 1階センタープラザ
- 主 催 成田市
- ・協 賛 (株) ユアエルム京成 / (独) 製品評価技術基盤機構製品安全センター/ 東京ガス(株) 佐倉支社 / (一社) 千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財) 関東電気保安協会千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / (一社) 成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / 成田市資源回収協同組合 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会
- ・参加団体 成田市消費生活センター / 成田市消費生活モニター / (独) 製品評価技術 基盤機構製品安全センター/東京ガス(株)佐倉支社 / (一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / (一社) 成田市観光協会 / エコ・成田 / 成田市資源回収協同組合 / (公社) 千葉 県建築士事務所協会成田支部/成田市リサイクルプラザ運営委員会 / 成田市消防本部予防課 / なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 / 成田市環境部クリーン推進課 / 成田市都市部公園緑地課

· 来場者数 2,000 人

・過去の開催状況

口	年度	テーマ	期	間	会	場
41	25	正しい知識を深めよう 〜賢い消費者をめざして〜	Н26. 2.	22~23	ユアエル 成	ンム 対田店
42	26	広げよう 消費者の輪 ~安全で安心なくらしのために~	Н27. 2.	21~22	ユアエル 成	ンム 対田店
43	27	主役はあなた!~目指せ、暮らしのリーダー~	H28. 2.	20~21	ユアエル 成	ンム 战田店
44	28	みんなの強みを活かして暮らそう! 安全・安心な社会	Н29. 1.	21~22	ユアエル 成	ンム 対田店
45	29	できることからはじめよう! 私たちの未来のために	Н30. 1.	20~21	ユアエル	ンム 対田店

消費生活展って…?

くらしのヒントになる情報がいっぱい!

製品事故や消費者トラブル、電気、ガス、環境など さまざまな出展団体が集まり、パネル展示や パンフレット・啓発物資の配布をするよ! 各団体の出展内容は中面をチェックしてね。





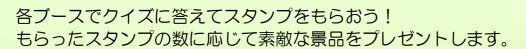


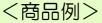
スタンプラリー (常 時)

スタンプ4~5個→花苗1つ

スタンプ6~9個→花苗2つ

スタンプ10個以上→花苗2つと商品1つ





アクリルどこでもお掃除クロス、洗剤がいらないエコスポンジ、 保冷温ボトルホルダー、アニマルキッチンストックバッグ8枚組、 うなりくんミニ3Pメモ帳、うなりくん消しゴム3個セット 等

※注意 花苗の受け取り時間指定について

花苗については、スタンプラリーを受付けした時間によって受け取り 時間が指定されています。引き換え券に指定された時間をご確認の上 受け取り忘れのございませんようご注意ください。

- ※1 無くなり次第、終了になります
- ※2 予定数に達し次第、受付終了となります

うなりくん風船のプレゼント! (常 時)

消費生活センターブースで うなりくんのイラスト入り風船をプレゼント!





成田市消費生活展



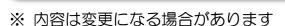
平成31年1月19日

10:00~16:00

会場: ユアエルム成田店 1階センタープラザ

※会場へは、なるべく公共交通機関にてお越しください。

主催:成田市経済部商工課(☎0476(20)1622)



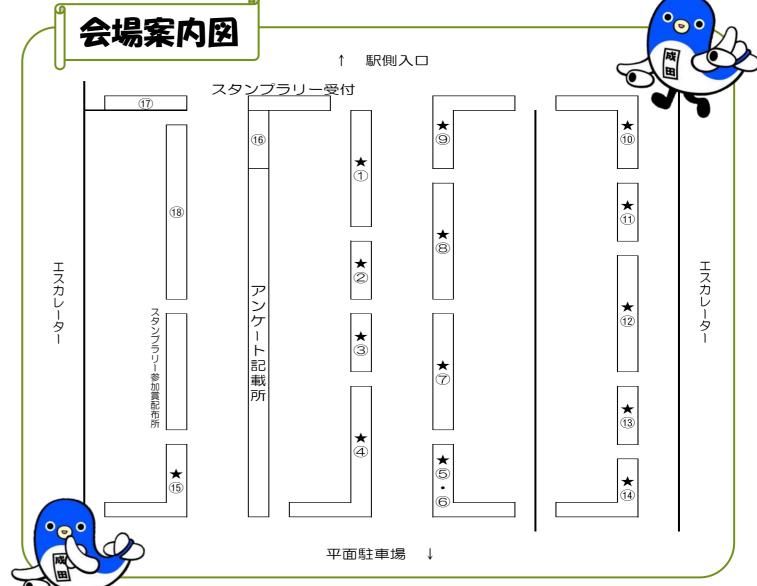
- 出展

_		
会場図	団体名およびテーマ	内容
1	成田市消費生活センター <暮らしの身近な窓口>	・消費生活センターのPR ・消費生活啓発用小冊子・センターPR用マグネットの配布 ・うなりくん風船の配布
2	(公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 〈建築を知ろう〉	建築無料相談会建築法規や制度の周知に関するパンフレット等の配布
3	東京ガス㈱佐倉支社 〈快適・安心・賢い暮らしをご案内〉	・マイコンメーターの展示による復旧操作の説明・東京ガスの防災対策の紹介・電力・ガス自由化に伴う東京ガス電力の紹介
4	生活協同組合コープみらい 〈食を通じて、環境について考えよう〉	・コープの人気商品の試食・食を通じた環境保全活動の紹介
5/6	成田市環境部環境計画課/ なりた環境ネットワーク 〈身近なエコを実践しよう〉	・環境啓発に関する呼びかけ ・環境啓発物資・環境学習冊子等の配布 ・募金の実施
7	エコ・成田 〈地球温暖化防止と省エネ〉	・地球温暖化防止・世界の CO2 排出量に関するパネルの展示・実験器具(手回し発電機等)の紹介・エコに関するパンフレットの配布・夏場の屋根散水による室内冷却に関する展示
8	(一財)関東電気保安協会 〈電気の安全と省エネルギー〉	・漏電模擬盤・短絡(ショート)実験盤の展示 ・子ども用安全 DVD の放映
9	成田市消防本部予防課 〈住宅防火について〉	・住宅用火災警報器の普及啓発 ・消火器リサイクルシステムの周知 ・防炎物品等の紹介
10	NPO せっけんの街 〈豊かな自然環境を残せるように、 環境にやさしい廃食油で作った石け んを使いましょう〉	・廃油から作った石けんの配布・NPO せっけんの街の活動パネルの展示・石けんや雨水タンクに関するパンフレットの配布
11)	成田市消費生活モニター 〈始めよう!あなたからエシカル消 費生活〉	輸入に伴う CO2 排出量に関する展示プラスチックに関する実験フェアトレードマーク商品の展示
12)	成田市資源回収協同組合 〈みんなで広げよう リサイクルの輪〉	再生紙で作ったトイレットペーパーの配布リサイクルに関するパンフレットの配布
13)	成田市リサイクルプラザ運営委員会 〈ごみの減量について〉	・ごみの分別・減量に関するパネル展示 ・リサイクル教室で作成した作品の展示

・広告紙を利用した小物入れの PR 及び実演

展紹介一

会場図	団体名およびテーマ	内容
14)	成田市環境部クリーン推進課 〈ごみ減量とリサイクル〉	・雑がみ分別の啓発・リサイクル楽曲の無料ダウンロード PR・雑がみ分別袋の配布
(15)	(一社)千葉県 LP ガス協会 印旛支部成田地区会 〈災害に強い味方 LP ガス〉	・パンフレット等の配布・LP ガスに関する質問への対応
16	(独)製品評価技術基盤機構 〈身近な製品で、こんな事故が起こってい ます〉	・身の回りでよく使う製品の事故事例の紹介パネルに展示 ・製品事故に関するパンフレットの配布
17)	(一社)成田市観光協会 〈成田の観光 PR〉	観光ポスターの掲示観光パンフレットの配布
18)	成田市都市部公園緑地課 〈緑化推進〉	• 花苗(ビオラ)の配布



※「★」が付いている団体(①~⑮)は、スタンプラリー実施団体です

2) 出前講座

日 時	場所	受講団体	講 師	参加人数	
H30.9.19 (水)	生涯大学校	生涯大学院(1年1組)	成田市消費生活センター	20	
10:00~12:00	土在八千仅	土佐八子 阮(1 十 1 租)	消費生活相談員	20	
H30. 9. 25 (火)	生涯大学校	生涯大学院(1 年 2 組)	成田市消費生活センター	22	
10:00~12:00	生涯八子仪 	生涯八子院(1 年 2 組)	消費生活相談員	44	
H30.10.16 (火)	成田市立	成田市立津富浦小学校	成田市消費生活センター	52	
10:30~11:15	津富浦小学校	(4・5・6 年生)	消費生活相談員	3∠	

3)親子で学ぶ消費者講座

日 時	テーマ	行 き 先	参加 人数
H30.7.26 (木)	私たちの日々の生活に密接に関わる	ガスの科学館 がすてなーに	24
8:30~15:40	ガスや下水道について楽しく学ぶ	東京都虹の下水道館	24

4)消費者講座(一般向け)

日時	場所	テーマ	講師	参加 人数
H30. 6. 13 (水) 13:30~15:30	市役所6階 大会議室	知って役立つ!薬とサプリメ ントの正しい知識	(一社)全国直販流通協会 千葉 一敏 氏	78
H30.12.18 (火) 13:30~15:30		年末大掃除〜今年の汚れは今 年のうちに〜	(一社) 日本清掃収納協会 山口 かな 氏	62

平成 30 年度第1回消費者講座

知って役立つ!

薬とサブリメントの正しい知識

こんな疑問にお答えします!

薬の正しい 使用方法って?

ジェネリック

医薬品って?

サプリメントの 効果って?

日時

平成30年6月13日(水) 13:30~15:30

会場

成田市役所 6階 大会議室

講師

一般社団法人 全国直販流通協会

千葉 一敏 氏

定員

100 名(先着順)

参加費

無料

申込み

氏名:電話番号:お住まいの地域を

以下連絡先のいずれかにて商工課へ

【申込・お問合せ先】 成田市経済部商工課

電 話:0476-20-1622

F A X:0476-24-2185

E-mail: shoko@city.narita.chiba.jp

◆ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします◆

平成30年度 第2回消費者講座

年末大掃除

今年の汚れは今年のうちに~



年末の大掃除の時にすぐに役立つコツやポイント、 環境にやさしいエコなお掃除方法を学びませんか?



時: 平成 30年 12月 18日 (火)

13:30~15:30

揚 所:成田市役所 6階 大会議室

師:(一社)日本清掃収納協会

山口 かな 氏

員:100名(先着順) 定

申込み:氏名・電話番号・お住まいの地域を

以下連絡先のいずれかにて商工課へ

参加料

【申込・お問合せ先】 成田市経済部商工課



電 話:0476-20-1622

FAX: 0476-24-2185

E-mail: shoko@city.narita.chiba.ip

ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします◆

6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器(はかり)を 対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査(当市は偶数年度)を実施しています。

特定計量器定期検査(平成30年度実績)

ア. 集合場所検査

(受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査)

検査	₩ ★ 旧 录	検査	検査	個 数	不 合	格数	免除個数
日程	検査場所	戸数	はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	はかり
7/12	成田市農業協同組合 経済センター	12	33	45	1	0	0
7/13	大栄支所	12	25	4	1	0	2
7/17	下総支所	16	34	9	0	0	1
7/18	三里塚コミュニティ センター	24	54	48	0	0	9
7/19	公設卸売市場	50	75	27	1	0	13
7/20	保健福祉館	19	41	45	1	0	2
7/23	成田市役所	37	66	13	0	0	7
7/24	成田市役所	32	149	24	1	0	10
	小 計	202	477	215	5	0	44
	合 計	202		692		5	44

イ. 所在場所検査

(計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

松木口和	松木三米	検 査 個 数		不合	格数
検査日程	検査戸数	はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
8/10	1	2	12	0	0
8/21	2	103	5	4	0
8/30	3	69	0	2	0
8/31	2	55	0	2	0
10/9	4	5	6	0	0
10/10	2	14	0	0	0
10/11	5	52	14	1	0
10/22	1	13	0	1	0
1/16	1	1	0	0	0
3/4	1	3	0	1	0
3/28	1	1	0	0	0
小 計	23	318	37	11	0
合 計	23		355		11

ウ. 計量士巡回検査

(計量器定期検査に代わり、計量士が巡回して行う検査)

	検査戸数	検査台数
代検査該当分 (大型はかり・大型店を除く)	53	150
うち新規申込分	0	0

7. 製品安全4法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法(特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況)、家庭用品品質表示法(品質に関する表示の有無と表示状況)、電気用品安全法(電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無)、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況)に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法律	調査品目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ及び圧力 がま、石油ストーブ、ライター、ガス瞬間 湯沸器	5	0
家庭用品 品質表示法	繊維製品(25 品目)、合成樹脂加工品(8 品目)、電気機械器具(17 品目)、雑貨工 業品(27 品目)	5	0
電気用品安全法	直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、電動リクライニングソファー、電動工具類、投光器、電撃殺虫器、延長コードセット、シェーバー、ネイル硬化器、脱毛器、アロマディフューザー、卓上スピーカー	5	0
ガス事業法	ガス瞬間湯沸器、ガスコンロ	4	0
液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	カートリッジ式ガスコンロ	4	0

参 考 資 料

No. 125

平成30年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター

☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆消費生活センターと相談事例
- ◆成田市消費生活センターにおける 平成29年度の相談概要



4月13日(金)に平成30年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

これまでに3回のモニター会議を開催したほか、「消費者講座」や千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加しました。

モニター委嘱者(50音順・敬称略)

	こ 一 ダー 安 鳴 白 に	リロロル	
浅野	隆雄(宗吾)	春田	容子(中台)
稲村	京子(玉造)	雲雀	義雄(公津の杜)
大野	芳美(安西)	藤野真	€里子(中台)
杉本	竹正(飯田町)	布施	宏治(玉造)
鈴木	清美(玉造)	布施	正美(玉造)
髙橋	文子(宗吾)	湯浅	忠恒(本城)
玉井」	上水子(玉造)		

るがは相談がありませる。

対処方法を知って被害にあわないように!



架空請求从勿非

昨年急増した相談です

Q. 70歳女性より、自分宛に国の機関からハガキが届いた。「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれている。「貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知いたします。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。裁判取り下げのご相談を承っています。お問い合わせください。」と電話番号が書かれているがどうすればよいか?

A. ハガキには、「法務省管轄支局〇〇〇管理センター」、「法務省管轄支局△△△通達センター」、「法務省管轄支局×××センター」などと記載されていますが、法務省の組織には「管轄支局」と言う名称の部署は存在せず、不正に使用されています。消費者はハガキを見て、裁判取り下げ期日が間近に迫っていると思い、ハガキに書かれた「お問い合わせ相談窓口」などと記載された電話番号に電話をしてしまいます。電話をかけても誰も出ない場合も多くあり、出た場合は弁護士に連絡するよう言われたりします。身に覚えのない話であっても弁護士と称する人に、個人情報などを答えてしまい窮地に陥ります。正式な裁判手続きの通知がハガキで来ることはありません。訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名入りの封書で直接手渡しが原則になっており、郵便受けに投函されることはありません。請求根拠が書かれておらず、身に覚えがないのなら絶対に連絡をしないでおきましょう。





架空請求》一小

Q. 大手通信会社から、「サイト利用料金未納」と書かれたメールが、電話番号を利用したSMSで届いた。「連絡が無い場合は訴訟を開始します。至急本人から連絡をして下さい。」と電話番号が書いてあるがどうすればよいか?

A. 相談事例1と同様に相談事例2も架空請求の詐欺メールです。請求根拠が書かれておらず、身に覚えがないのなら絶対に連絡をせずに無視をしましょう。

通信販売のいるいる

スマートフォンのインターネットを通じて、商品を手軽に購入できるようになり、色々なトラブルが起きています。

インターネットで申し込むことは通信販売契約にあたります。返品は可能ですか?業者の住所、連絡先は記載されて実在していますか?契約内容を隅々まで確かめてから申し込みをしましょう。

- Q.1 スマートフォンのSNSでダイエット食品が540円で購入できるという内容の広告があり、中学生や高校生でも購入できる金額だったので、親の同意は得ていないが、得たと偽って申し込んだ。後日、商品が届き定期コースの契約であることが分かった。総額は24,000円と高額で払えない。解約してほしい。
- A.1 年齢を偽って申し込んでいませんか?未成年者が正直に年齢を記載し購入した場合は、取り消しすることができる可能性があります。



- 有名ブランドのスポーツシューズが安くネットで販売されていた。代金を相手が指定する口座に振り込んだが商品が届かない。 相手のアドレスしかわからない。
- A.2 アドレスしか記載のない業者の場合、アドレスを変えられると連絡が不能になります。販売者は個人ですか?個人の場合、仮名であれば探すことが困難です。詐欺の場合には、警察に相談することになります。



- Q.3 TVショッピングでクラッチバックを購入した。よく考えると高額のため、クーリング・オフしたいと事業者に言ったが断られた。
- A.3 インターネット通販やTVショッピング等の通信販売は、通常の店舗での購入と同様に、消費者が自ら行動し契約するものなのでクーリング・オフ制度の適用はありません。自己都合で返品もしくは解約する場合は、事業者が設けた特約に従うことになります。契約前に、返品ができるのか確認をすることが重要です。



成田市消費生活センターにおける平成29年度の相談概要

平成29年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は983件で、昨年度より80件(8.9%)増加しました。相談内容の1位は、昨年6月頃より市民の50代~70代の女性宛に「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれた国の機関に似た名前の業者から届いたハガキの相談が157件で、昨年度より127件(523%)増加しました。2位は、大手通信会社や通販会社を装った、サイト料金が未納と書かれたメールが届いたという相談が147件で、昨年度より52件減少しました。

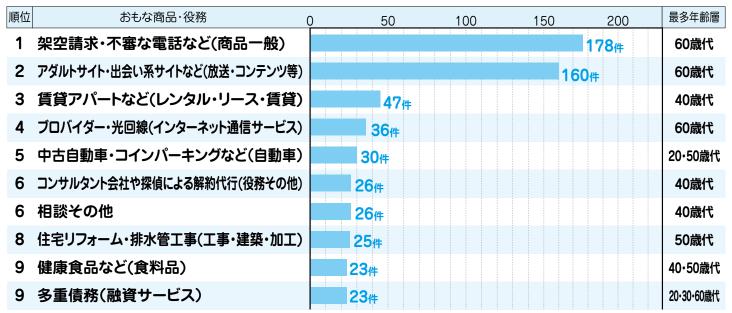
またインターネットによる商品購入については、未成年者のお試し価格による購入が、実際は定期購読で高額の請求がきたり、代金を振り込んだにもかかわらず商品が届かない等の相談がありました。友人を装って学生をターゲットにした儲け話の情報商材の契約をする際に、消費者金融で虚偽の申請を行わせてお金を借りさせる。支払いが大変となると、マルチまがいに友人を勧誘させるという手口の相談もありました。

本年度の救済金額の合計は約6,446万円(未然防止50%、回復50%※)でした。昨年度より約3,705万円増加しました。1件当たりの金額が大きいものには、中古分譲マンションの契約や原野の売却などがありました。

契約をするにあたり、本当に必要な商品・サービスの購入なのかよく考えましょう。また契約をする前やお金を支払う前に家族や消費生活センターに相談しましょう。

※相談することで、請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフや斡旋交渉によって返金されたものを回復としています。

契約は慎重に!相談はお早目に! ◇商品・役務別相談上位10位◇



平成30年4月末時点

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。 相談日時/月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分~午後4時30分

▶ 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161●

No. 126 平成30年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター 四23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆引越しの契約ルールが変わりました!
- ◆消費生活モニターの活動報告

親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

平成30年7月26日(木)に、小学生を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催し、東京都江東区にある「ガスの科学館 がすてなーに」と「東京都虹の下水道館」へ行きました。私たちの日々の生活に密接に関わるガスや下水道について親子で楽しく学ぶことができました。









インターネットの普及により、ウェブ上での一括見積による引越業者の選択や単身引越への対応等、消費者ニーズや引越事業者が提供するサービス内容が多様化していることやドライバー不足等の課題に対応するため、標準引越運送約款等の改正を行いました。

改正● 見積書の記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わりました

【見積書の記載内容の確認日について】

改正前	改正後
見積書に記載した荷物の受取日の 2日前	見積書に記載した荷物の受取日の3日前
までに、見積書の記載内容の変更の有無	までに、見積書の記載内容の変更の有無
等について確認	等について確認

【解約・延期手数料について】

	改正前	改正後
当日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日	無し	運賃及び料金の20%以内

改正② 標準引越運送約款の適用範囲が拡大されました

改正により、単独世帯の引越しなどで利用されている「積合せ運送による引越し」にも、標準引越運送約款が適用されることになりました。

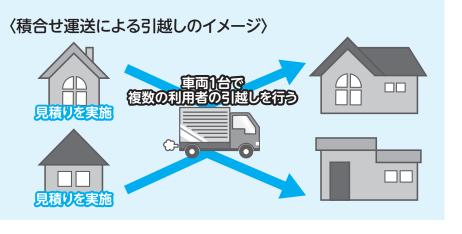


貸切引越

車両を貸切って行う引越し

〈貸切引越のイメージ〉 「車両化金の利用者の引越しを行う」 「見積りを実施」

1台で複数の引越しを行う



こんな事例がありました



1週間前に引越しした際、段ボール1箱が紛失した。 見つからなかった場合、補償してもらえるのか。

▶紛失して見つからない場合、標準引越運送約款が適用されていれば約款に基づき補償されることになります。荷物の引き渡しから3カ月以内に引越業者に通知します。「そんな荷物はなかった」などと業者と争うトラブルを避けるために、荷物の個数を双方で確認することや搬出後に部屋に荷物が残っていないか、搬入後に車両に荷物が残っていないかを確認することが大切です。



●約款は一般家庭の引越しで車両を貸切っておこなうすべての 引越しに適用される

見積書や標準引越運送約款をよく確認しましょう。わからないことがあれば事業者に問い合わせしましょう。

※ただし、事務所の移転やロールボックス等の容器単位での価格設定となっている 単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越業者があら かじめ告知した場合は適用されません。

●見積りは無料

見積りは無料です。(ただし、事前に了解を得た場合には、下見に要した 費用を請求することがあります。)

見積りの際に内金、手付金等を支払う必要はありません。



- ●現金や貴重品などは引き受けできない場合がある
- ●引き受けできないものや壊れやすい物(パソコン等の電子機器を含む)は事前に申告する

引き受けできないものや壊れやすい物の有無を申告せず、かつ事業者が過失なくしてその存在を知らなかった場合は損害賠償されません。

●解約・延期手数料について

前々日は見積書に記載した見積運賃等の20%以内

前日は見積書に記載した見積運賃等の30%以内

当日は見積書に記載した見積運賃等の50%以内

既に実施または着手した付帯サービスにかかった費用(見積書に明記したものに限る)は請求されます。

●引越前と引越後に壁や床にキズはないか、最後に部屋や車両などに荷物が残っていないか双方で確認する

事業者の責任は荷物の引き渡しから3ヶ月以内です。引越後はなるべく早く荷物の確認をしましょう。



消費生活モニターの活動報告









4月に委嘱された今年度の消費生活モニター。毎月の会議では、消費生活に関する研修を行い、そこで得た知識を地域での活動などを通じて市民の皆さんに啓発しています。

明日の成田を守るゴミ減量

いつも細かく分別を!

🥱 うっかり忘れたゴミ分別、困るよね!

え 笑顔でゴミのリサイクル

😚 行おう生ゴミの水切りを!

お詫びと修正

消費生活No.125「成田市消費生活センターにおける平成29年度の相談概要」において、架空請求・不審な電話など(商品一般)の件数を「178件」と記載していましたが、正しくは「177件」となります。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。 相談日時/月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分~午後4時30分

▶ 成田市消費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-1161●

No. 127 平成31年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

◆持続可能な開発目標

~SDGsをご存知ですか?~

お知らせ

第2回消費者講座を開催しました 平成31年度消費生活モニターを募集します

消費生活モニターが活躍しています!





平成30年4月に委嘱された消費生活モニターも、委嘱期間は残すところ2か月となりました。毎月の会議では、消費生活相談員や各専門家による消費生活に関する学習会や工場等の視察研修を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通じて、市民の皆さんに啓発しています。

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、2030年までの国際目標です。SDGsは、17の持続可能な開発目標を達成することにより、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、途上国のみならず先進国も取り組むことになっています。日本では、2016年5月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置し、「SDGs実施指針」を策定し取り組んでいます。

世界が直面している様々な問題を解決することを目指し、 そのために世界中の人々が協力して考え・実行する <17の目標 (ゴール)と、169のより具体的な目標(ターゲット)が設定されている>





































国が取り組む主な内容

- ◆エシカル消費普及・啓発活動(主に目標12)
- ◆子供の事故防止(主に目標3)
- ◆食品ロス削減(主に目標12)
- ◆高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会(主に目標1)
- ◆消費者志向経営の推進(主に目標12)
- ◆公益通報者保護制度(主に目標8・12)

よりよい社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動をエシカル消費と呼びます。このキーワードを意識しながら日々の生活を過ごしてみると世界の未来が変わります。

自分だけでなく周りの人々や将来生まれる人々の状況や内外の

社会経済情勢、地球環境にまで思いを馳せて・・・

社会の発展と改善に積極的に参加する社会を目指しましょう。



「エシカル消費」を意識する生活とは…

「環境」に配慮する

- ●必要なものを必要な量だけ買う
- ●使い捨てのものより長く使えるものを選ぶ
- ●グリーン購入を心がける
- ▶環境への負荷ができるだけ少ないものや 環境負荷の低減に努めている企業のものを選ぶ 環境ラベルを参考にする





リサイクル推奨マーク



エコリーフ 環境ラベル

- ●森林保全につながる木材製品・紙を選ぶ
- ▶森を守りながら木材資源を利用する 「FSC®(森林管理協議会)の森林認証制度」 マークのついたものを選ぶ



▶海のエコラベル「MSC(海洋管理協議会)」マークのついたものを選ぶ





「人」ゃ「社会」に配慮する

●フェアトレード(公正貿易)製品を選ぶ

フェアトレードとは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続 的に取引することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者 の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」です。

- ▶フェアトレード認証ラベルのついた製品を選ぶ
- ●福祉作業所などの製品を買う
- ▶障がい者支援につながる
- ●寄付付き商品を選ぶ
- ▶売り上げの一部を環境保全等に寄付するなどの社会貢献のできる商品を選ぶことで気軽に参加できる



「地域」に配慮する

●地産地消のものを選ぶ

(地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費する仕組み)

- ▶新鮮でとれたての食材が手に入る・地域の生産者の収入につながる・生産者の顔が見え安心・食材の輸送 距離が減り、輸送に伴うCO2の排出量が少なくなる
- ●地元で買い物をする
- ▶地域の活性化
- ●応援消費をする
- ▶自然災害や風評被害で困っている地域の産品を積極的に購入することで、間接的にその地域を応援する
- ●伝統工芸品を手に取る
- ▶伝統工芸品に詰まっている素晴らしい技術を未来に受け継ぐ

「アニマルフェア」に配慮する

●アニマルフェアとは、動物が感じる苦痛をできるだけ少なくしようという考え方

● 第2回 消費者講座を開催しました ●



12月18日(火)に(一社)日本清掃収納協会の山口 かな 氏を講師に招き、「年末大掃除~今 年の汚れは今年のうちに~」をテーマに講座を開催しました。すぐに役立つエコなお掃除方 法について楽しく学べる講座となりました。

平成31年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学 習会や意見交換を中心とするモニター会議 (毎月1回程度)や工場視察などを行い、賢い 消費者になることを目指すものです。また、 地域の消費者のリーダー、そして消費者と行 政のパイプ役として、得た知識や情報を広く 啓発していただきます。

募集人数 20名以内(選考あり)

申込期限 2月28日(木)

視察研修(グリコピアCHIBA)の様子

申込方法
所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。 申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ

(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page153300.html) または商工課 (Tel:20-1622) までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。 /月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分~午後4時30分

費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-116

No. 128 平成31年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター 四23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆ご注意ください! 子供に多いオンラインゲームのトラブル

~親が知らないうちに高額料金を請求されて~

◆成田市消費生活モニターの活動内容 ~成田市消費生活展へ出展しました~

第46回消費生活展を開催しました!

1月19日(土)・20日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第46回消費生活展」を開催しました。

今回は「みんなで考えよう!豊かなくらしの築き方」をテーマに、消費者トラブル、食品、環境、電気・ガス、住宅といった暮らしに役立つ情報を来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。







ご注意ください!

子供に多いオンラインゲームのトラブル

~親が知らないうちに高額料金を請求されて~

従来、ゲームは専用ソフトを購入して遊んでいましたが、インターネットの普及と携帯電話端末の高機能化により、アプリゲームが増え、テレビでも盛んにコマーシャルされるようになりました。これらに伴い、スマホ、ゲーム機、タブレット等を使用したオンラインゲームにおけるトラブルも低年齢化し、子供に関するトラブルが増加しています。

また、オンラインゲーム依存症と呼ばれる問題も発生していますので 注意しましょう。



子供に関するトラブル

事例

クレジットカード会社から届いた利用代金明細書に身に覚えのない請求が 10万円あった。第3者が不正使用したものだと思い、クレジット会社に問い合せ をしたら、小学校1年生の息子が、私のクレジットカードを無断で持ち出し、ゲー

ム機に入力しオンラインゲームの有料アイテムを購入していたことがわかった。私はゲーム機がインターネットに接続できることを知らなかった。また、ゲーム機を使い始める時に息子の年齢で登録したのでこのようなことが起きると思っていなかった。親として管理責任はあると思うが、代金を支払わなければならないか。 (30代男性)



事例2

中学校1年生の息子はオンラインゲームを通じ、ネット上の仲間と冒険しモンスターを倒す戦闘ゲームに夢中になった。ネット上の仲間に認めてもらえること

が楽しいのか、オンラインゲーム中心の生活になり深夜までプレイし、睡眠時間が短くなり学校にも行かなくなった。私がゲーム機を取り上げると、暴言、暴力をふるうようになった。息子をオンラインゲーム依存症から救うにはどうしたらよいか。 (40代男性)



アドバイス

未成年者が両親など保護者の同意が無いまま契約した場合には、原則として未成年者取り消しをすることができる場合があります。

しかし、ゲーム機やオンラインの業者は、未成年者の利用による高額請求のトラブルを防ぐため、保護者等の同意を求めるような画面や、年齢を入力する画面、年齢別の利用金額の上限設定等を表示する仕組みを講じている例が増えています。また、保護者による使用制限の機能の活用を勧めている為、未成年者取り消しを申し出たとしても、事実関係の証明が難しい場合や未成年者が年齢入力の際に詐術をしていた場合、保護者のクレジットカードを無断で使用している場合

等は、クレジットカードの管理義務等も問われ、返金に応じてもらえない場合や返金されたとしても全額返金されるとはかぎりません。

また、子供がクレジットカードを利用したとしても、家族間使用となりクレジットカードの名義人である親等に請求されることになります。



注意ポイント

- ①親子でゲームについて確認し、話し合いをしましょう。
- ②ゲーム機でもインターネットにつなぐことができ、オンラインゲームを利用できることを知りましょう。
- ③テレビコマーシャル等で「基本料金無料」「今なら〇〇アイテム無料であげます」と宣伝されていても有料課金があることを知りましょう。
- ④保護者による使用制限機能(ペアレンツコントロール)を活用しましょう。
- ⑤大人は、クレジットカードの管理に責任があることを認識し、子供の手が簡単に触れる場所には置かない ようにしましょう。
- ⑥大人は、クレジットカードの大切さについて子供に伝えましょう。
- ⑦クレジットカードの利用代金明細書は毎月確認しましょう。
- ⑧ゲーム利用開始時には、利用規約の内容を確認しましょう。
- ⑨依存症の防止策として、ゲーム以外の楽しみを増やすため、家族のコミュニケーションの機会を増やしましょう。
- ⑩依存症で困った時は専門家が所属する医療機関や相談機関に相談しましょう。



安心して利用できる環境の中でルールを守り楽しくゲームをしましょう。 トラブルに遭ったり、困ったときは、消費生活センターに相談して下さい。

成田市消費生活モニターの活動内容

~成田市消費生活展へ出展しました~

今年度の成田市消費生活モニターは、「始めよう!あなたからエシカル消費生活」をテーマに成田市消費生活展に出展しました。

輸入に伴うCO₂排出量に関する掲示やプラスチックに関する実験、フェアトレードマーク商品の展示を通じ、日々の活動で学んだエシカル消費について紹介しました。



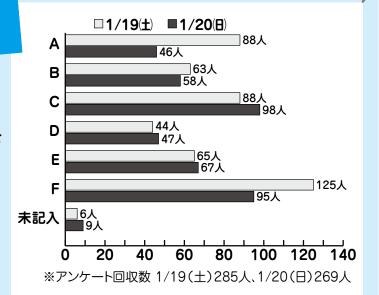


加えて、作成した消費生活啓発標語の一部を紹介し、来場者アンケートにて皆様にお気に入りの作品を選んでいただきました(複数回答可)。その結果は次のとおりです。

みなさんの お気に入りは どれでしたか?

消費生活啓発標語

- A 楽しんで 使い切る工夫で 脳活性
- **B** 食品ロス削減は 冷蔵庫を確認 買物を
- 清掃工場 分別のないゴミに泣いています
- □ お金の無心 それは詐欺です
- E 粗大ゴミ リサイクルで 人気者
- F レジ袋 袋自身が ゴミ問題



消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。 相談日時/月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分~午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所 2 階) ☎23-1161 €

広報なりた平成30年4月1日号

◎ 消費生活相談Q&A

クレジットカードを作る際の注意

- 4月から新入社員として、新しい生活をスタートするに当 たり、クレジットカードを作りたいと思います。クレジットカードを作るときや使うときの注意点を教えてください。
- ▲ 商品の購入やサービス提供などに対する代金の後払いができるクレジットカードですが、便利な半面、カード会社に借金するのと同じことです。後で困ることがないように、次の点に注意して計画的に利用しましょう。

クレジットカードの支払い方法に注意しましょう

カードの支払い方法には、翌月一括払い、ボーナス一括払い、 分割払い、リボルビング払い(リボ払い)があります。分割払い やリボ払いには手数料がかかります。特にリボ払いは、月々の 支払いを一定額に抑えられますが、支払期間が長期化します。 その分手数料がかかるので、結果として残高が増えてしまい、 支払いが困難になる場合があります。計画的に利用しなければ、 いつ払い終わるか、どの代金をどれだけ支払ったのかさえ分か らなくなる、複雑な仕組みの支払い方法です。

カードの申し込み時に注意しましょう

リボ払い専用カードと知らずに契約し、利用後に請求書を見 て初めて気付いた、利用するたびに指定しなければリボ払いに なっていたといった相談もあります。カードを申し込むときは、 支払い方法をしっかり確認しましょう。

カードの管理に注意しましょう

カードや暗証番号はきちんと管理し、紛失や盗難に注意しま しょう。他人にカードを貸したりカード番号や暗証番号を教え たりしてはいけません。また、インターネットショッピング利 用後は、パスワードやカード番号などの情報をサイト上に残さ ず、必ずログアウトしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成30年5月1日号

©_

消費生活相談Q&A

新聞の定期購読契約は 途中でやめられないの?

- 訪問販売で3年間の新聞購読契約をしました。途中で購 読をやめたいと思い、販売店に「今月でやめたい」と伝えたら、「契約期間が残っているのでやめられない」と言われました。途中でやめることはできないのでしょうか。
- A 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日を含め8日以 内なら、クーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。しかし、クーリング・オフ期間を過ぎると一方的にや



めることができず、解約するには販売店との話し合いが必要に なります。購読契約書にサインをする前に、契約期間終了まで 購売できるかを十分に考え、書面の内容をよく確認し、慎重に 判断した上でサインをするようにしましょう。

しかし、「断ったのに居座る」「強引に契約を迫る」「うそをつ く」などの不適切な勧誘が行われていた場合や、「購読者の死亡」 「購読が困難となる病気や入院」「転居」などの考慮すべき事情が ある場合は、解約できることもありますので消費生活センター に相談してください。

新聞講読契約のトラブルを避けるための注意点

- 訪問販売の場合、インターホンなどで用件や事業者名を確認 し、不要であればドアを開けずに断る
- ○購売の景品提供は「新聞公正競争規約」で契約金額の8パーセントまたは6カ月分の購売料の8パーセントのいずれか低い額が上限と規定されているので、景品に釣られて契約しない。
- 長期間の購売契約や、数年先から購売が始まる契約は、途中で事情が変わったり契約したことを忘れて別の購売契約をしたりする恐れがあるので避ける
- 契約書の内容を確認し、契約したら期間が終了するまで保管 しておく

不安に思ったり、おかしいと感じたら消費生活センターに相 談しましょう。

Q

消費生活相談Q&A

一部の美容医療サービスで クーリングオフが可能に

- 脱毛などの美容医療サービスが、特定商取引法の改正で クーリングオフができるようになったと聞きました。く わしく教えてください。
- A 医師から高額な施術を勧められたり、契約を急がせたり といった美容医療契約に関する相談が増加しています。 これを受けて「特定商取引に関する法律施行令」が改正され、一部の美容医療サービスがクーリングオフの対象となりました。 対象となるのは、脱毛」「にきび・しみなどの除去」「しわ・たる みの軽減」「脂肪の減少」「歯の漂白」のうち、特定の医療内容・ 方法で治療を行い、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万 円を超えるものです。

契約書を受額した日から8日以内のクーリングオフや、中途 解約(解約料の上限あり)ができます。美容医療サービスを受け る前に次の点に気を付けましょう。

情報を収集しましょう

クリニックのホームページや広告の中には、事実と異なる表示や、安さだけを強調し施術の具体的内容が表示されていない ものもあります。

複数の医療機関・医療安全支援センターで経認し、効果や料 金、リスクなどの具体的な情報を集めましょう。

医師から十分に説明を受けましょう

必ず契約書面などに目を通しましょう。内容や費用について 医師から十分に説明を受け、本人が納得して施術に同意することが大切です。

問題のある勧誘を行うクリニックには気を付けましょう

「断っているのに即日施師を勧める」「保険適用なのに高額な 自由診療を勧める」「高額な契約をさせるため、年収などの項目 でうその中告をさせてローンを組ませる」など、問題のある勧 誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう。

今回の改正では、すべての美容医療サービスが規制対象には なりません。美容医療サービスの中には、高額な契約になるも のもあるので、後悔しないために時間を置き、本当にその施術 を受ける必要があるか、施術内容が自分の求めるものかどうか、 冷静に判断しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成30年7月1日号

و

消費生活相談Q&A

海外マルチ事業者との トラブルに注意

大学の友人から、簡単にもうかるというネットワークピジネスの誘いを受けて、一緒にセミナーへ行きました。会場にいた業者に「海外サイトの代理店になり、そのサイトを利用して誰かが買い物をするとマージンが入る。また、ほかの人にこのビジネスを紹介すると紹介料が入ってくる」と熱心に勧められました。会員登録に20万円かかるので無理だと思いましたが、紹介すればすぐに取り戻せると言われたので、クレジットカードの分割払いで契約しました。その後不安になり、解約しようとしましたが応じてくれません。どうしたらよいでしょうか。



A 大学生などの若者は、トラブルに巻き込まれやすい傾向 にあります。今回の事例はマルチ取引と考えられ、違法 とされている特定商取引法の連綱販売取引に該当する可能性が あります。海外の業者でも日本で契約した場合には、クーリン グオフができることもありますので、契約内容を確認してみま しょう。

しかし、海外業者の中には、事業者の所在する外国の法律に 準拠するなどと主張し、解約に全く応じない場合もあります。 また、契約内容を説明されても複雑で理解できなかったり、契 約書面を受け取っていなかったりするケースも見られるので十 分な注意が必要です。

契約する前には、次の点をよく確認しましょう。

- ○自分が勧誘する側になると、信用を失い人間関係が壊れてしまう恐れがあることを自覚する
- o 知り合いから勧誘されても、不必要な契約はきっぱり断る
- ○簡単にもうかるなどの説明をうのみにせず、書面などで契約 内容をきちんと確認する
- ○問い合わせ窓口が海外にしかなく、日本語が通じない場合、 トラブルの際に交渉が難航する恐れがあるので、日本国内 に問い合わせ窓口があるが確認しておく

不安に思ったり、困ったりしたときには消費生活センターに 相談しましょう。

◎ 消費生活相談Q&A

インターネット接続事業者(プロバイダー)の変更は契約内容や費用負担の確認を

■電話で「プロバイダーを変更すれば今より料金が安くなる」と勧誘され、プロバイダーを変更しました。変更後、



安くならないことが分かり、事業者に解約したいと伝えたら「今解約すると高額な違約金がかかる」と言われました。この場合でもクーリングオフはできますか。

A プロバイダーなどの電気通信サービスは特定商取引法の対象外のため、電話勧誘による契約でもクーリングオフ制度の適用はありません。しかし、初期契約解除制度により、契約書面を受領した日から8日以内であれば、はがきなどの書面を事業者へ送付することで解約できます。違約金の支払いは不要ですが、クーリングオフ制度と異なり工事費用・事務手数料(法令で定められた上限額あり)、解約までに利用したサービスの利用料については支払う必要があります。

契約時には、次の点に注意しましょう。

- ○解約時に違約金の支払いが必要となる電気通信サービスもあるため、電話や訪問による勧誘を受けてもすぐに契約せず、サービス内容や解約時の違約金を含めた費用負担を確認する。
- 契約書が届いたら、すぐに内容を確認し、疑問や気になる点があれば早めに事業者へ申し出る

不安に思ったり、困ったりしたときには消費生活センターに 相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

広報なりた平成30年9月1日号

◎ 消費生活相談Q&A

架空請求はがきやメールによる 被害が後を絶ちません

■ ある日突然「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届き、期日までに連絡しないと財産を差し押さえると書かれていました。全く身に覚えがありませんでしたが、問い合わせ先に電話したところ「間違いなくあなたが利用しているので、支払わなければ大変なことになる」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

A 実在する事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るといった記載をすることで消費者の不安をあおったりするなど、請求根拠のない支払いを求める相手に対しては、決して連絡してはいけません。連絡をしてしまったとしても、その指示に従ってはいけません。

上記のような内容の、はがきやメールなどによる架空請求事例は全国的にも後を絶ちません。問い合わせ窓口は、はがきの場合「法務省管轄支局」「国民訴訟通達センター」など、実際に存在しそうな機関の名称が使われています。メールやSNSの場合は、大手ショッピングサイトの「お客様センター」「保証センター」などとなっています。

記載されている問い合わせ先に連絡すると、中には弁護士を 名乗る者を紹介され、その指示でプリペイドカードを購入し、訴 訟取り下げ料として10万円を支払ったという事例もあります。 本当に請求根拠があれば、具体的な契約内容や料金について の記載があり、払込用紙などで支払う場合がほとんどです。ま た、訴訟の場合、正式な裁判所からの通知は「特別送達」という 方法で送られます。心配なときは消費生活センターに持参して 確認することができます。

不安に思ったら消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



◎◎消費生活相談Q&A

タレント・モデル契約の トラブルに注意

スマートフォンのサイトで見つけた新人タレント発掘 オーディションを受け、合格しました。プロダクション との契約後、芸能スクールに通うように言われ、入学金と授業 料として98万円を請求されました。高額で支払えないと伝え たら60回の分割払いを提案されましたが、それでも払えませ ん。解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

○ 10・20代の女性を中心にタレント・モデル契約に関するさまざまなトラブルが発生しています。状況によりクーリングオフなどができる場合もありますので、契約書の内容を確認し速やかに消費生活センターに相談してください。

そのほかに、「プロフィール写真のため高額な撮影料を請求された」「解約時に高額な解約金を請求された」「仕事に必要だと高額なエステを契約させられた」「契約したにもかかわらず仕事が紹介されない」「アダルト関連の出演を勧められた」などのトラブルも見受けられます。業者は、タレントなどに憧れる気持ちに付け込んで甘い言葉を掛けてきますが、金銭の負担を求められる場合は注意が必要です。その場での契約は避け、活動内容や費用について家族などに相談し、冷静に判断しましょう。

トラブルに遭ったら一人で悩まずに、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成30年11月1日号

◎ 消費生活相談Q&A

「保険金で家が直せる」と勧誘する 住宅の修理サービスに注意

1週間前、訪問してきたリフォーム業者に「火災保険で老 朽化した屋根の修理が自己負担なしでできる。保険の申 請も代行する」と言われ、契約しました。契約書をよく見ると 工事内容の明細がなく、どのような工事が行われるのか分かり ません。また保険金が支払われた後、契約を解約する場合は 50パーセントの解約料を請求すると書いてあり、契約を続け ることが不安になりました。解約したいのですが、どうしたら よいでしょうか。

画 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフ(無条件解約)ができます。火災保険は自然災害で住宅が損害を受けた場合に使用できるものであり、老朽化などによるリフォーム工事を目的とするものではありません。そのため、支払いの対象になるのかは不明確です。また、工事内容の明細がない場合、適切に工事が行われるのかは分かりません。住宅の修理を行う場合は、自分で保険会社または代理店に給付の対象になるのかを確認しましょう。複数の

事業者から見積もりを取り、工事内容などをよく比較検討して から契約することが大事です。



◎ 消費生活相談Q&A

コインパーキングの 料金トラブルにご注意を

1月1日にいつも利用している1日最大800円のコインパーキングへ駐車したら、高額な利用料金を請求され驚きました。何かの間違いかと思い管理業者に問い合わせたとこ



ろ、年末年始の特別料金になっていると言われました。よく見ると利用料金案内の看板に、12月29日~1月14日の特別料金が記載されていました。仕方がないのでしょうか。

△ コインパーキングは利用した時間分の料金を支払う時間 貸し駐車場です。駐車場によっては、休日料金と平日料 金が違っていたり、周辺でのイベント開催時などに特別料金を 設定したりすることがあります。駐車場の利用料金や利用条件 が分かりやすく表示してあれば問題ありませんが、実際には表 示が見づらく利用条件を誤解するといったトラブルが報告され ています。事業者に問い合わせても、返金されない場合がほと んどです。

コインパーキングを利用する際は、入り口や精算機付近の利用案内をよく見て、料金や利用条件をよく確認しましょう。看板には1日最大料金とともに「1日限り」「1時間当たり〇〇円」という表示がある場合がほとんどです。この場合、1日最大料金は駐車後1日間または午前0時を過ぎると1日経過したとされ、それ以降は1時間当たりの料金で計算されます。このため、想定していた利用料金より高額になることがありますので気を付けましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた平成31年1月1日号

◎ 消費生活相談Q&A

フリーマーケットサービスでの トラブルにご注意を

 フリーマーケット(フリマ)アプリでブランドの時計を40 万円で購入しました。その時計を正規販売店で確認した ら偽物と言われたので、出品者に「偽物なので返金して欲しい」



と伝えたら本物だと言って返金してくれません。フリマアプリ 運営会社に相談すると当事者間で解決するようにと回答されま した。どうしたらよいでしょうか。

○ フリマサービスは、基本的には個人間の取引になるため、 当事者間で解決することになります。トラブルが解決できない場合には、サービス運営会社に事情を伝え、協力してもらいましょう。それでも交渉が進まない場合は、消費生活センターに相談してください。

また、フリマサービスを利用するときには次のことに注意しましょう。

- ○フリマサービス運営会社が用意する決済方法を利用するよう にしましょう。利用しない場合には、トラブルが起きても 業者の協力が得られないことがあります
- ○商品が届かない場合があるので、受け取り前に出品者の評価 に応じることはやめましょう
- ○フリマサービスの利用規約で禁止している行為や出品禁止商品を出品することはやめましょう
- ○未成年者が利用する場合は、家族などで利用方法を十分に話 し合いましょう

◎ 消費生活相談Q&A

パソコンに突然表示される 偽警告画面にご注意を

パソコンでインターネットを利用していたら、突然大きな警告音が鳴り「ウイルスに感染した」との警告画面が表示されました。サポートセンターの電話番号が表示されていたので電話すると、外国人と思われる人が出て「ウイルスに感染している。すぐに対処しないと危険なので、3年間のサポート契約をするように」とせかされました。契約してよいでしょうか。

A 偽の警告によって有償のソフトウエアの購入やサポート 契約をしてしまったという相談が多く寄せられていま す。警告画面が表示されてもうのみにせず、慌てて連絡や契約 をしないようにしましょう。

悪徳業者は「ウイルス感染を警告する画面と音が流れる」「カウントダウンが表示される」など、さまざまな手口で消費者を不安にさせ、サポートを装い電話をかけさせるように誘導します。事業者へ連絡すると「パソコンの状態を確認する」「ウイルスを駆除する」などの名目で、ソフトウエアをインストールするよう指示され、パソコンを遠隔操作される場合もあります。 偽の警告かどうか判断が難しい場合や、警告画面が消えない 場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)情報セキュリティ安心相談窓口(☎03-5978-7509、土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前10時~正午、午後1時30分~5時 Eメールanshin@ipa.go.jp)に相談してください。また、偽警告の手口や画面の消し方などは、IPAのホームページ(https://www.ipa.go.jp/security/anshin)で見ることができます。

もし契約してしまい、解約できないなどのトラブルが発生し たら、消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成31年3月1日号

◎ 消費生活相談Q&A

電力自由化をめぐるトラブルに ご注意

□ 「電気料金の引き落とし会社が変わった。今後は20パーセントほど安くなるので、手続きに必要な情報を教えてほしい」という電話があり、検針票の内容を聞かれた通りに答えました。電気料金を引き落としている銀行名と□座番号も聞かれましたが、電話で伝えることを拒んだところ、書類を送るので記入して返送するように言われました。後日、送られてきた書類には現在契約中の電力会社とは違う会社名が記載されており、新たに申し込みをする形式になっていました。不審に思い契約中の電力会社に問い合わせたところ、料金の引き落とし会社が変わることはないと言われました。書類は返送しなくてもよいのでしょうか。

平成28年4月に電力の小売り自由化が始まり、小売り電力事業に新規参入する事業者からも電力の供給が行われるようになりました。最近では、現在契約している大手電力会社やその関係者を名乗り、料金が安くなるなどと契約の切り替えの勧誘をするというケースが多くあります。中には契約の意思がないにもかかわらず、情報を伝えてしまったことで事業者が一方的に切り替えの手続きを進めたという悪質な例もあります。書類が届いてもすぐには返送せずに、契約中の電力会社に確認しましょう。

電話勧誘で契約した場合であっても、法定書面を受け取った

日から8日以内であれば、原則としてクーリングオフ(無条件解約)ができます。

また、電力会社を変更するときには次のことに注意しましょ う。

- ○相手の事業者名を確認し、意思を明確に伝える
- ○電気の契約を切り替える意思がなければ、検針票の内容(契 約者名義、住所、顧客番号、供給地点特定番号など)はむや みに伝えない
- ○契約条件(料金・契約期間・契約解除条件など)をしっかり確認する

不安に思ったり、おかしいと感じたら経済産業省電力・ガス 取引監視等委員会相談窓□(☎03-3501-5725)または消費生 活センターに相談しましょう。



(設置)

第1条 本市は、消費行政を推進するに当たり、消費者の実態及び意見、要望等を把握するため、成田市消費生活モニター(以下「モニター」という。)を置く。

(職務)

- 第2条 モニターは、消費生活に関して、次の職務を行うものとする。
 - (1) 市が行うアンケート調査に協力すること。
 - (2) 市民の意見、要望等を随時市に報告すること。
 - (3) 情報を提供すること。
 - (4) 各種研修会等に出席すること。

(定数)

- 第3条 モニターの定数は、20人以内とし、その内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 一般公募による者 12人以内
 - (2) 市長の推選による者 8人以内

(任期)

- 第4条 モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第5条 モニターになることができる者は、本市に住所を有する20歳以上の消費者とする。

(申込み)

第6条 一般公募によるモニターになろうとする者は、消費生活モニター申込書(別記様式)により、市長に申し込まなければならない。

(委嘱)

- 第7条 市長は、前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し、モニターを委嘱するものとする。
 - (1) 年齢, 世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。
 - (2) 消費生活に対し関心が深いと認められること。

(周知等)

第8条 市長は、モニターを委嘱したときは、モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

(服務)

- 第9条 モニターは、職務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者がモニターでなくなった後も同様とする。
- 2 モニターは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 3 モニターは、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(解職)

- 第10条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 解職することができる。
 - (1) モニターが、他の市町村に転出したとき。
 - (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 業務を怠り、又は前条の規定に違反したとき。
 - (4) その他, モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

(必要な措置)

第11条 市長は、モニターから報告された情報、意見等を検討し、必要があると認めるときは、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は、消費対策主管課において処理する。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 成田市消費生活モニター設置要綱(昭和49年告示第26号)に基づいてなされた申込み、委嘱その他の行為は、それぞれこの規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成5年12月22日規則第51号) この規則は、平成6年4月1日から施行する。 成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定により、消費生活センター(以下「センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置, 名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

- 第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。 (休所日)
- 第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例(平成元年条例第46号)第1条第1項各号に掲げる日とする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日 を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格 試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の 法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格したものとみ なされた者を含む。)を消費生活相談員(以下「相談員」という。)として 置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

- 第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。
- 2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置 を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

- 第8条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。 (情報の安全管理)
- 第9条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏 えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措 置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 (平成28年条例第17号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (対象者)
- 第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しく は通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この 限りでない。

(身分)

第3条 相談員の身分は、非常勤の特別職とする。

(定数及び任期)

- 第4条 相談員の定数は、5人以内とする。
- 2 相談員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の 相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務日等)

- 第5条 相談員の勤務日数は、4週間を超えない期間につき1週間当たり3日 以内とし、勤務時間は、1日につき6時間30分以内とする。
- 2 前項の勤務日数及び勤務時間の割振りは,市長が別に定める。 (委任)
- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成 30 年度消費者行政の概要

発 行:成田市

編 集:経済部商工課

₹286-8585

成田市花崎町 760 番地

Tel 0476-20-1622

発 行 日:2019.09

登録番号:成商工 19-024